

第13回大島一般廃棄物管理型最終処分場運営協議会 議事録（要約版）

1 日 時 平成31年3月20日（水）午前9時00分から10時00分まで

2 場 所 大島町開発総合センター 第2会議室

3 委員

住民代表委員4名

大島町代表委員2名

島嶼一組代表委員3名

4 議事内容

①座長による開会

②東京都島嶼町村一部事務組合事務局長の挨拶

③各委員の紹介

④一組より議事内容の報告

議事(1)「施設概要」

(2)「焼却灰の埋立実績について」

平成30年度実績（4月～1月の10箇月間）埋立量 948m³/10箇月

累計実績（平成18年4月～平成31年1月）総量 23,884m³

埋立残容量残容量 25,616m³（51.75%）

(3)「水質検査結果について」

地下水沢部、地下水底部及び放流水について、全測定項目とも基準値以内

(4)「機器類の補修について」

供用開始より13年が経過しており、機器類の定期的な修繕補修が必要となっている。平成30年度にて、ポンプ、吸着塔の濾材、ポンプインバーターの交換を実施。平成31年度において、ブロワーの内部消耗品、コンプレッサーの交換を予定している。点検にて、機器の状況を把握し、未然に部品交換等を行うことにより、故障発生を防止に努めている。引き続き、点検整備に注視し、計画的に補修を実施いく。

⑤質問と回答

委 員： どのくらい埋め立てる余力がありますか。

事務局： 資料では、平成43年に埋め立て完了を見込んでおりますが、全国的にも人口減少が進んでおり、廃棄物の減量を見込まれるため、お配りした資料は一つの試算としてお示ししております。

委 員： 埋め立てが完了した後は、新たな処分場が必要になりますか。

事務局： 処分場建設の経緯として、旧厚生省通知により、遮水シート等を有さない施設について焼却灰の受入れを停止するよう指導がありまして、管理型の処分場を建設しております。国の方針に変更がなければ、新たな処分場が必要であると考えております。

- 委員： 埋立完了からどのくらいで、処分場の土地を利用することができますか。
- 事務局： 埋立が完了した後も、埋立地より発生する汚水の処理は継続します。水質が安定化し、処理が必要なくなった後、自然に帰ることが将来的に予測されています。
- 委員： 焼却灰を大きなバッグに入れて運んでいますが、それをそのまま埋めているのですか。
- 事務局： 主灰と飛灰の2種類の焼却灰があります。主灰は開封して埋めています。飛灰につきましては、バッグに切り込みを入れた後、バッグのまま埋め立てています。
- 委員： 以前、この処分場の見学した際に、水処理施設の外壁にひび割れを確認しましたが、問題はないのですか。
- 事務局： 日当たりの良い壁面箇所に若干のひび割れを確認しております。随時補修を行っております。

以上